

Lesson 2

# 税務

・第4回・

## 出題・解説

八木会計事務所  
税理士

八木正宣

すべての所得に対して所得税が課税される人はだれですか。次のなかからすべて選んでください。

- ①日本国籍を持たないが、日本に長年居住している人
- ②日本国籍を持つが、過去10年間日本に住所を有していない人（海外移住者）
- ③外国籍を持ち、日本に滞在（3年間）している人（日本に永住する意思あり）
- ④外国籍を持ち、外国に居住している人

## 解説

グローバリゼーションが進み日本人が外国人となり、反対に外国人が日本で労働に従事している状況が、多く見受けられるようになります。そこで、日本の所得税は、だれに対しても課せられるのか、確認してみたいと思います。

### ●所得税の納稅義務者の分類と課税範囲

所得税の納稅義務者		課税範囲
居住者	永住者	国内所得、国外所得のすべて
	非永住者	国内所得のすべて
		国外所得のうち国内で支払われたもの、および国内に送金されたもの
非居住者		国内所得のすべて

今まで引き続き1年以上居所を有している人です。ここで「住所」とは生活の本拠のことを指します。

### ●永住者は原則全所得に課税

非永住者については、国内において生じたすべての所得と、国外で発生した所得のうち国内で支払われるか、国内に送金されたものが課税の対象となります。

永住者は、居住者のうち非居住者以外の人で、日本での居住期間が5年超の人、または永住の意思がある人をいいます。永住者については、国内外を問わず、すべての所得が課税対象とされています。

一方、非居住者とは、居住者以外の人のことで、具体的には、住所または居所を有する期間が1年

し、「住所」とはその人の生活の本拠という程度には至らないが、その人が現実に居住している場所とされています。

# ステップアップ法務・税務・財務



## 所得税と納税義務者等

テーマ

**解説**  
所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得を計算し、その所得金額に対する所得税額を算出して、翌年の2月16日から3月15日までの間に申告といいます。

確定申告は、その確定した所得の額と、すでに納めた税金（源泉徴収された税金、予定納税で納めた税金など）との差額を精算するための手続きでもあります。一方で、所得税の納税手続きを行わ

未満の人が該当します。この非居住者は、日本国内で生じた所得に限つて所得税を納める義務があります。

以上から、正解は①③となります。

なければなりません。

### 第2問

- 給与所得者（サラリーマン・公務員など）のうち、確定申告が必要な人を次の中からすべて選んでください。
- ①給与收入が年間1500万円の人
  - ②給与收入が年間2000万円を超える人
  - ③給与所得以外に年額10万円の不動産所得がある人
  - ④主たる勤務先以外から給与の支払い（年間給与收入240万円）を受けている人

簡便化するという目的で、サラリーマン、公務員などの給与所得者

に對しては、源泉徴収・年末調整の制度が設けられています。これ

は、給与の支払者が社員の給与か

ら、毎月一定の所得税を徴収して

税務署に納付し、年末にその年の

所得税を再計算して確定させる手

続きです。したがって、給与所得者

の場合には、原則として確定申

告を行う必要はありません。

●申告が必要な給与所得者も

しかし、給与所得者であっても

次のような人は、確定申告を行わ

ている人で、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

④1カ所から給与の支払いを受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

⑦給与の年間収入金額が2000万円を超える人